

厚生労働大臣の定める掲示事項（令和7年10月1日現在）

1. 入院基本料に関する事項

◇当院は、一般病床32床で運営しており、急性期一般入院料6を算定しています。

■当院の一般病棟では、1日に6人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 8時00分 ～ 16時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・ 16時00分 ～ 8時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。

2. 九州厚生局 宮崎事務所への届出に関する事項

◇当院は、次の基準に適合している旨、九州厚生局宮崎事務所に届出を行っております。

基本診療料の施設基準

- 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料6）
- 診療録管理体制加算3
- 感染対策向上加算3・（告示注3）連携強化加算・（告示注4）サーベイランス強化加算
- データ提出加算2 □（医療法上の許可病床数が200床未満）
- 情報通信機器を用いた診療に係る基準
※情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方を行っておりません。
- 医療DX推進体制整備加算
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 認知症ケア加算3

特掲診療料の施設基準

- 入院ベースアップ評価料84
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- がん治療連携指導料
- 検体検査管理加算（Ⅰ）
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- 運動器リハビリテーション料（Ⅱ）
- CT及びMRI撮影（16列以上64列未満のマルチスライスCT）
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術（胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）

上記以外の届出

- 入院時食事療法（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）
- 酸素の購入価格に関する届出

3. 保険外併用療養費（選定療養費）

180日を超える入院について

同じ傷病での入院期間が180日を超えた場合は、厚生労働大臣が定める場合等を除き、患者様には下記の料金を自己負担していただくことになりますので、ご了承ください。

■急性期一般入院料 6 の 15%・・・2,320 円（1 日につき）

特別療養環境室（個室）

部 屋 番 号	単 位	金 額
213号室	1日	3,300 円
215号室	1日	2,200 円
207号室・208号室・210号室・211号室 212号室・216号室・217号室・218号室	1日	1,100 円